

境港市役所庁舎電話交換システム更新業務
プロポーザル募集要項

令和3年9月

境港市総務部総務課

1 目的

境港市役所本庁舎に設置している既設電話交換システム（P B X）は設置から10年が経過し、老朽化が進んでいるが、修理用部品の生産がないものがあり、適切な保守管理に支障が出る恐れがあること。また、現在の機器では、これ以上回線を増やすことができず、市民交流センターへ電話回線をつなぐことができないことから、電話交換システム及び周辺機器を更新することとした。

この実施要項は、本業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、参加資格要件、選定手続その他必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 名称

境港市役所庁舎電話交換システム（P B X）更新業務

(2) 内容

境港市役所庁舎電話交換システム更新業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

ア 構築期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

イ 賃貸借期間：運用開始日から7年間

(4) 見積限度額

21,912,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（リース料及び運用保守等）

上記金額は（3）履行期間の総額である。また、契約時の予定額を示すものではない。

提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務について令和3・4年度境港市建設工事入札参加資格者名簿（認定工種：電気通信工事）に登録されていること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という。）を受けていないこと。

(6) 市税、消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。

(7) 公告の日から起算して過去15年以内において、本業務と同種・同規模以上の業務を誠実に履行した実績を有すること。

- (8) 本業務について、建設業法（昭和24年法律第100号）の電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (10) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有し、業務場所へ概ね1時間以内に到着できる体制を確保できること。

4 選定スケジュール

時 期	内 容
9月15日（水）	プロポーザル公告、質問、参加申込書受付開始
9月24日（金）	質問書提出期限（午後5時まで） ※現場等を確認したい場合は上記期日までに問い合わせること。
9月29日（水） 予定	質問に対する最終回答
10月1日（金）	参加申込書提出期限（午後5時まで）
10月6日（水） 予定	参加資格確認結果通知
10月13日（水）	技術提案書提出期限（午後5時まで）
10月25日（月） 予定	審査（プレゼンテーション）の実施
10月下旬	優先交渉権者決定、契約締結

5 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

境港市総務部総務課行政係

所在地 〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

電話 0859-47-1007（直通）

FAX 0859-44-3001

メールアドレス soumu@city.sakaiminato.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.sakaiminato.lg.jp>

6 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- イ 役員調書兼照会承諾書（様式第2号）
- ウ 会社概要書（様式第3号）

(2) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、参加申込書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和3年10月1日（金）午後5時

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和3年10月6日（水）までに通知する。

(5) 辞退届

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

7 質問回答

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール

質問書が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら市に問い合わせ確認すること。

(3) 提出期限

令和3年9月24日（金）午後5時

(4) 質問に対する回答方法

令和3年9月29日（水）までに、市ホームページ上で回答する。また、回答においては質問者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 技術提案書等届出書（様式第5号）

イ 技術提案書（任意様式）

- ・用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦向き、横書き、両面印刷で左綴じとすること。図表等については、必要に応じ「A4判」横向きや「A3判」横向き（折綴じ）の仕様も可とする。

- ・使用する文字は10.5ポイント以上とし、書体は任意とする。

- ・表紙、目次、ページ番号を付けること。

- ・提案内容はすべて実現できるものとし、混世を含めてできる限り具体的に記述すること。

- ・専門的知識の有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう努め、専門用語を使用する場合は、最小限にとどめること。

ウ 業務実施体制調書（様式第6号）

エ 業務工程（任意様式）

オ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績（様式第7号）

カ 見積書（様式第8号）

※業務仕様書及び技術提案書の内容に基づき、業務期間における業務の実施に必要な費用を算出すること。なお、見積書の内訳がわかるよう年度ごとに算出根拠（直接人権費、賃貸料、諸経費等）を記載すること。

※見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 提出方法及び部数

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、技術提案書等届出書等が到達したかについて、市からの連絡は行

わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

なお、提出書類は正本1部及び副本6部を提出すること。

※副本には、「技術提案書等届出書（様式第5号）」の添付は不要とする。

(3) 提出期限

令和3年10月13日（水）午後5時

9 審査方法（プレゼンテーション審査）

(1) 開催日時

令和3年10月25日（月）予定

※プレゼンテーション審査を実施する時間、場所等は、別途通知する。

(2) 開催方法

参加事業者は、提案した提案書の内容を基に、簡潔に説明すること、なお、会場に入室できるのは説明者を含め3人以内とする。

ア 持ち時間

1者あたり30分間（技術提案等の説明：20分 質疑応答：10分）以内

※ただし、準備の時間は除く。

イ 使用機器等

電源、プロジェクター、スクリーンは境港市で準備する。パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

ウ その他

提案内容の説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。また、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査

境港市が設置した「境港市役所庁舎電話交換システム更新業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次に示す審査項目により審査、採点を行い、最高得点の者を優先交渉権者として選定する。

採点の結果、最高得点と同点の者が複数いた場合には、見積価格の低い者を優先交渉権者として選定する。

なお、プロポーザル参加事業者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

評価基準 I

No.	審査項目	審査の視点
1	業務の実施体制 (20点)	・会社としての組織体制、経営基盤は十分であるか。
		・業務実施責任者等（予定者）は、同種及び類似業務の経験を十分に有しているか
2	類似業務の実績 (10点)	・他自治体等における同種及び類似業務の実績は豊富か。
3	工程計画 (20点)	・業務実施工程が妥当であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。
4	見積額 (50点)	・業務履行に支障が生じるおそれのない適正な見積額であるか。
		・本業務の見積額が安価であるか。見積書により評価する。

		価格評価点＝配点40点×(全体の最低提案額/当該提案額) ※小数点第1位四捨五入
審査合計(100点)		

評価基準Ⅱ

No.	審査項目	審査の視点
1	本業務への理解度・考え方 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換機の仕様を満たしているか。 ・機構改革に伴う電話回線の変更や故障等への迅速な対応は可能か。
2	技術提案の内容 (55点)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上や事務の効率化、職場環境の改善が考慮されているか。 ・拠点間通信の安心・安全・快適性が考慮されているか。 ・通信・通話コストの削減が考慮されているか。 ・将来的なシステム拡張が考慮されているか。 ・停電・耐震対策等が考慮されているか。 ・保守サービスその他本市にとって有益な事項があるか。
3	プレゼンテーション (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの内容が明瞭かつ簡潔であるか。 ・質問の受け答えが迅速かつ的確であるか。 ・本業務に対する取り組み姿勢に誠意があり、かつ積極的であるか。
	審査合計(100点)	
	総計(200点)	

(4) 審査結果

審査結果は、速やかに参加事業者全員に通知する。

10 本業務の委託契約

- (1) 市は、9の審査方法等により選定された優先交渉権者と本業務に係る委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、選定により順位づけられた上位の者から順に契約締結交渉を行う。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超えている場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、技術提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外で使用できず、また、本プロポーザル参加事業者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 提出された技術提案書その他の書類については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された技術提案書その他の書類は、返却しない。
- (5) 提出された技術提案書その他の書類は、境港市庁舎電話交換システム更新業務事業者を選定するための資料であり、提出された技術提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 審査の過程内容については一切公開しない。また審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。